

○経済産業省告示第二百四十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

平成二十七年十一月十一日

経済産業大臣 林 幹雄

本則中「規定に基づき、」を削り、本則に次の一号を加える。

二十四 水銀化合物であつて、次に掲げるもの

イ 塩化第一水銀（塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の九十パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ロ 酸化第二水銀（酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の九十パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ハ 硫酸第二水銀（硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の九十

五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ニ 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

ホ 硫化水銀（辰砂しんさに含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合（辰砂しんさに含まれる場合を除く。）は、硫化水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る

。）